|  |
| --- |
| 2016年度第2回京私教協教員免許事務勉強会法改正時の通知文・経過措置の条文の読み方について～これまでの改正事例をもとに～（2016.10.29　同志社大学）龍谷大学世界仏教文化研究センター事務部　小野　勝士 |

|  |
| --- |
| １．法改正時に気にかけること |

（1）在学生（現行の課程認定のもとで履修している学生）が卒業／修了までに免許状を取得できなかった場合の適用カリキュラム。

（2）編入学生・転入学生の適用カリキュラム。

（3）科目等履修生（大学院生の一種免取得の場合も含む）の適用カリキュラム。

|  |
| --- |
| ２．法律の仕組み |

|  |
| --- |
| 教育職員免許法　　（昭和24年5月31日法律第147号）第一章　総則（第1条―第3条の2） 第二章　免許状（第4条―第9条の5） 第三章　免許状の失効及び取上げ（第10条―第14条の2） 第四章　雑則（第15条―第20条） 第五章　罰則（第21条―第23条） 附則 |

★本則と附則について

法令は、すべて本則と附則とから構成されている。この場合、附則とは、本則に付随して、その法令の施行期日、その法令の施行に伴う経過的措置又はその法令の施行に伴って必要となる他の法令の改廃措置等を想定した附帯的部分をいい、本則とは、この附則以外のその法令の本体をなす部分を指す。現在の立法では、附則の部分は、その最初の場所に、「附則」という表示をして、そこから附則が始まるということを明らかにすることになっている。[[1]](#footnote-1)

「教育職員免許法の一部を改正する法律」等によって、免許法の一部改正が行われる。昭和24年の制定以来、これまで44回改正されている。

この一部を改正する法律は、それが成立し、施行された時点で、既存の教育職員免許法の内容に改正内容が溶け込む形になっている。このような法律の改正方法を「溶け込み方式」という。

改正前のカリキュラムを調べようとする場合、本則の内容はすでに書き換えられているので、本則の条文を見てもわからない。改正時の通知文や改正法公布時日の官報にあたらなければわからない。

「教育職員免許法の一部を改正する法律」の本則は、その溶け込みが終わるまでの一時的なものであるが、それ自体は「教育職員免許法の一部を改正する法律」という独自の題名をもつ独立した1つの法令である。そのため、本体の「教育職員免許法（昭和24年5月31日法律第147号）」とは別個の法律番号（平成○年法律第×号）をもっている。

「教育職員免許法の一部を改正する法律（平成○年法律第×号）」の本則部分については、その施行とともに元の教育職員免許法に溶け込み、後には、附則部分だけが残る。

平成10年改正時の教育職員免許法の例で説明すると（10頁に掲載している「教育職員免許法の一部を改正する法律」を参照）、この法律はすでに施行されているため、改正内容は現在の教育職員免許法に溶け込んでおり、附則部分だけが次のとおり掲載されている。

通知文に添付されている資料では新旧対照表だけの確認で、縦書きの条文が掲載されている文書の確認を怠りがちであるが、新旧対照表には附則は掲載されないので、必ず縦書きの条文が掲載されている文書の確認が必要である。

|  |
| --- |
| 附　則　（平成10年6月10日法律第98号）　抄（施行期日）1　この法律は、平成10年7月1日から施行する。 （経過措置）2　この法律の施行の際現に改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）第3条第2項ただし書の規定による許可を受けている者は、この法律の施行の日に、改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）第3条の2第2項の規定による届出をしたものとみなす。 3　この法律の施行の際現に旧法第5条第2項の規定により特別免許状の授与を受けている者の当該特別免許状の有効期間については、新法第9条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。 4　この法律の施行前にされた旧法別表第一備考第五号イの規定による課程の認定（旧法別表第二に係るものを含む。）、旧法別表第一備考第三号の規定による教員養成機関の指定及び旧法第5条第1項の規定による養護教諭養成機関の指定（次項において「旧法による課程認定等」という。）は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。 5　文部大臣は、新法第5条第1項並びに別表第一備考第三号及び第五号イの規定にかかわらず、平成11年3月31日までは、旧法による課程認定等をすることができる。 6　平成12年4月1日前に大学又は旧法別表第一備考第三号の規定により文部大臣が指定した教員養成機関若しくは旧法第5条第1項の規定により文部大臣が指定した養護教諭養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに旧法別表第一又は別表第二に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得たものは、新法別表第一又は別表第二に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。 7　平成12年3月31日までに旧法別表第四に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得た者は、新法別表第四に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。 8　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 |

|  |
| --- |
| ３．平成１０年改正法時の経過措置 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
|  | 10教教第10号平成10年6月29日各国公私立大学長各国立短期大学部学長　　　　殿各指定教員養成機関の長文部省教育助成局教職員課長松　元　昭　憲平成10年7月1日以降における免許状授与の所要資格を得させるための課程の認定等について（通知）教育職員免許法の一部を改正する法律（平成10年法律第98号。以下「改正法」という。）及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成10年文部省令第28号。以下「改正規則」という。）の施行に伴い、平成10年7月1日において既に免許状授与の所要資格を得させるための課程として文部大臣の認定を受けている課程については、改めて平成10年度中あるいは平成11年度中に当該課程の認定（以下「再課程認定」という。）を受けなければならないこととなっています。（なお、改正法及び改正規則の趣旨、要点等については、「教育職員免許法の一部を改正する法律等の公布について」（平成10年6月25日付文部事務次官通達）によりお知らせしたところです。）改正法による改正後の教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「新法」という。）による免許状授与の所要資格を得させるための課程の認定に係る審査の基準については、「大学において教員養成の課程を置く場合の審査基準」（教育職員養成審議会決定。以下「審査基準」という。）、大学において教員養成の課程を置く場合の審査内規」（教育職員養成審議会決定。以下「審査内規」という。）及び「課程認定審査の確認事項」（課程認定特別委員会。以下「確認事項」という。）が別紙のように一部改正され、新法による課程認定を申請する大学からこれによることとなっています。 また、課程認定あるいは教員養成機関の指定の申請についても、「教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請要領」「教員養成機関の指定申請要領」（以下「申請要領」という。）が別紙のように一部改正され、新法による課程認定及び教員養成機関の指定を申請する大学又は指定養成機関からこれによることとなっています。 つきましては、新法による課程認定及び指定養成機関の指定の申請にあたっては、以上のほか、下記の点について留意するようにお願いします。 記1　再課程認定について （1）現在既に課程認定を受けている学科等については、平成10年度あるいは平成11年度中に再課程認定を行い、改めて認定を受け直す必要があること。当該学科等が再課程認定を受けない場合には、新法に規定する免許基準による教員養成が行えなくなること。 なお、現在既に課程認定を受けている専修免許状に係る課程については、再課程認定を受ける必要はないこと。（改正規則附則第10項） さらに、現在既に文部大臣の指定を受けている教員養成機関についても、平成10年度中あるいは平成11年度中に文部大臣による指定を改めて受け直す必要があること。  |  |
|  | 《略》 |  |
|  | 3　平成12年4月1日前に大学等に在学した者に係る教育課程等について （1）新法に規定する所要資格を得させるための教育課程（以下「新課程」という。）は、平成11年4月1日あるいは平成12年4月1日以降に大学等に入学した者から順次学年進行で適用されることとなり、一方、旧法に規定する所要資格を得させるための教育課程（以下「旧課程」という。）は当該旧課程が適用される学科等に在学していた者が当該学科等に在学しなくなるまでの間は存続すること。 |  |
|  | （2）経過措置については、次のとおりであること。 |  |
|  |  | 経過措置対象者 | 経　過　措　置 |  |
|  |  | 平成10年7月1日前に大学等に在学する者 | 平成10年7月1日以降に当該大学等を卒業する場合、卒業するまでに旧法に規定する免許状授与の所要資格（以下「旧所要資格」という。）を得た者は、新法に規定する免許状授与の所要資格（以下「新所要資格」という。）を得たものとみなされる。 |  |
|  |  | 平成10年7月1日から平成12年3月31日までに大学等に入学する者 | （ア）旧課程に入学した者については、旧所要資格が適用され、大学等を卒業するまでに旧所要資格を得たことにより、新所要資格を得たものとみなされる。 （イ）新課程に入学した者については、新所要資格が適用となる。 |  |
|  |  | 平成12年4月1日以降大学等に入学する者 | 新所要資格が適用となる。 |  |
|  | （3）平成12年4月1日前に大学等に在学した者が同日前に当該大学等を卒業して、旧所要資格を得ていない場合で、当該者が平成12年4月1日以降に旧課程が適用される学年に編入学等する場合は、旧所要資格が適用されること。 |  |
|  | （4）平成12年4月1日前に大学等に在学した者で改正法附則第6項の規定が適用されない者が、新法別表第1又は別表第2の規定により普通免許状の授与を受けようとする場合については、新法別表第1第3欄又は別表第2第3欄に規定する最低修得単位数を修得することが必要であること。この場合において、当該者が旧課程で修得した科目の単位については、改正規則附則第2項から第6項の規定により、新課程において修得した科目の単位とみなすこととすること。 |  |
|  | 《略》 |  |
|  |  |  |

▼教員免許ハンドブック1（解釈事例編243頁）

◎科目等履修生について

|  |
| --- |
| Q　平成10年改正法附則第6項「平成12年4月1日前に大学…に在学した者で、これらを卒業するまでに…所要資格を得た」者について、科目等履修生、編入学者及び大学院進学者は平成12年4月1日以降も旧法を適用することができるか。A　科目等履修生については、科目等履修登録があることをもって「在学」しているものとみなし、大学卒業後、間をおかずに、科目等履修登録した場合には、平成10年改正法附則第6項に規定する「卒業するまでに」に含めるものとする。さらに、1つの科目等履修が修了し、間をおかずに、次の科目等履修が修了するまでの間は継続した在学状態にあるものとみなす。この場合には、平成10年4月1日以降も旧法を適用できる。　編入学者については、編入学先の学年が、旧法適用年次か新法適用年次かによって異なる。　大学院進学者については、大学卒業後、間をおかず、大学院に進学した場合には、平成10年改正法附則第6項に規定する「卒業するまでに」に含めるものとする。この場合には、平成10年4月1日以降も旧法を適用できる。 |

▼教員免許ハンドブック1（解釈事例編241頁）

◎科目等履修生について

|  |
| --- |
| Q　ア　平成10年3月25日に大学を卒業した者が、別表第1により中一種免を取得するために、平成10年10月1日から科目等履修生として単位修得をする場合、平成10年7月1日から施行された新法による単位の履修によるべきか。それとも平成12年3月31日までに科目等履修生として在籍した場合は旧法適用となるのか。イ　平成12年3月31日に科目等履修期間が修了する者について、平成12年4月1日以降も引き続き科目等履修生として単位を履修する場合、旧法適用としてよいか。　また、旧法適用でよいとした場合、平成12年3月31日から間をおかず、引き続き4月1日から科目等履修生として在籍する必要があるか。　さらに、間をおかず引き続き在籍する必要がある場合、「間」の範囲（限度）について教えてほしい。ウ　イが旧法適用である場合、それは平成10年改正法附則第6項中の「平成12年4月1日前に大学に在学した者」の中に科目等履修生を含むという趣旨か。また、含むとした場合、過去の解釈における「科目等履修生は在籍であり、在学ではない」とする従来の考え方を改めることになるのか。A　ア　平成12年3月31日までの科目等履修生の受入れにあたっては、大学の判断により、旧課程又は新課程いずれの適用年次に受け入れることができる。イ　旧法又は新法いずれも適用できる。　平成10年改正法附則第6項について、科目等履修生は、大学に「在籍」しているが、「在学」していない。ただし、科目等履修登録があることをもって「在学」しているものとみなし、大学を卒業し、間をおかずに、科目等履修を行う場合、その在学状態の継続性に着目し、その科目等履修が修了するまでの間は平成10年改正法附則第6項に規定する「…卒業するまでに…」に含めるものとする。　なお、「間をおかず」とは学部卒業年度と科目等履修登録が連続している場合、あるいはこれに準ずる場合を含む。これに準ずる場合として想定しているのは、学部卒業後科目等履修登録までの間に事務手続き上のやむを得ない事情により約1ヶ月までの期間が生じてしまう場合などである。ウ　前段については、御見解のとおり。　大学に正規に在学する学生であれば、平成12年4月1日前に大学に在学し、卒業するまでに旧法別表第1又は別表第2に規定する所要資格を得た者は、新法による所要資格を得たものとみなすこととされている。　なお、科目等履修の場合、「大学に在学」している者に含めないとすれば、平成12年4月1日以降は新法適用となり、旧法による単位修得は行えなくなる。　よって、正規に在学する学生とのバランスを考慮して、平成10年改正法附則第6項の「大学に在学」に限り、科目等履修生を含めることとする。 |

■平成10年改正法時の経過措置をまとめると

（1）1999年年度以前入学生については、卒業するまでに在学時のカリキュラム（現在で言うところの旧法）で所要資格を満たせばよい。

（2）この場合の「在学」には科目等履修登録があることをもって「在学」しているものとみなす。

（3）卒業までに所要資格を満たすことができなかった場合、卒業から科目等履修生の登録や大学院入学という次の身分の継続について、間をおかず行って履修を継続し所要資格を得ることができれば、新法は適用されない。

（4）この場合の「卒業」とは科目等履修の「修了」も含む。

（5）「間をおかず」とは学部卒業年度と科目等履修登録が連続している場合、あるいはこれに準ずる場合を含む。これに準ずる場合として想定しているのは、学部卒業後科目等履修登録までの間に事務手続き上のやむを得ない事情により約1ヶ月までの期間が生じてしまう場合をいう。

（6）編転入学生は編転入学年度が旧法の学年であれば旧法が適用される。

（7）科目等履修生について、旧法・新法で受け入れるかは大学の判断による。

|  |
| --- |
| ４．教職実践演習の新設に伴う経過措置 |

■経過措置の考え方が平成10年の改正時と異なる。

■異なる点

（1）卒業後、間を空けず科目等履修生となり、履修を続け、履修し終えた時に卒業とみなす措置がとられていない。つまり平成10年の改正時のように、科目等履修生を正規学生のようにみなす解釈をとっていない。

（2）平成10年改正法時の経過措置であれば、卒業から科目等履修生の登録や大学院入学という次の身分の継続について、間があけば即、新法の適用であったが、2009（平成21）年4月1日の施行から2013（平成24）年度末までは学籍の空白期間があっても、経過措置が適用される。

（3）編入学生は旧法の学年に編入学しても総合演習の有効となる修得時期が2012（平成24）年度末という制限ができた。

▼文部科学省への質問と回答（教職実践演習・制度全般）平成22年6月16日現在《No.1》

|  |
| --- |
| Q　経過措置2により「平成25年3月31日までは総合演習の単位を修得すれば教職実践演習の単位を修得する必要はない」と記載されています。従来の改正では、旧課程として認定を受けた科目を履修している学生は、卒業後、科目等履修生として在籍が引き続いていれば旧課程の単位でもって教員免許にかかる単位を修得できたが、今回の改正では平成25年4月以降は在籍が引き続いていても（旧課程であっても）教職実践演習を履修しなければならないことになります。（1）平成21年度入学生が卒業後科目等履修生として在籍している場合と、卒業せず引き続き在籍している場合で、平成25年4月1日以降は免許取得にかかる科目が異なることになるという解釈でよいのですか。（2）総合演習を修得せず卒業後に引き続き科目等履修生として在籍して免許を取得しようとする場合、旧課程で認定を受けていない科目（開講してない科目）を履修することになりますが、その場合、1．総合演習と教職実践演習の両方を受けるのですか。2．総合演習の代わりに教職実践演習を受けるのですか。（3）総合演習を修得していなかった場合は、卒業後数年の空白期間があった学生でも、卒業後に科目等履修生として引き続き在籍した学生と同じ扱いになるのですか。A　（1）貴見のとおりです。（2）一回卒業してしまった場合でも、平成25年3月31日までは総合演習でも可能ですが、平成25年4月1日からは教職実践演習を修得する必要があります（改正省令附則第3条）。（3）同じ扱いとなります。 |

▼平成20年11月12日改正免許法施行規則附則

|  |
| --- |
| （施行期日）第1条　この省令は、平成21年4月1日から施行する。（経過措置）第2条　平成22年3月31日において教育職員免許法別表第1備考第5号イに規定する認定課程を有する大学（次条において「課程認定大学」という。）の課程又は同法第5条第1項に規定する養護教諭養成機関、同法別表第1備考第2号の3及び第3号に規定する教員養成機関若しくは同法別表第2の2備考第2号に規定する栄養教諭の教員養成機関（次条において「指定教員養成機関」という。）の課程に在学している者で、これらを卒業するまでに、この省令による改正前の教育職員免許法施行規則（次条において「旧規則」という。）第6条第1項、第10条又は第10条の4の表に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者については、この省令による改正後の教育職員免許法施行規則（以下「新規則」という。）第6条第1項、第10条又は第10条の4の表に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者とみなす。 |

（1）平成20年11月12日付20文科初第913号文書より

■改正省令の施行日前の在学者

　平成22年3月31日において課程認定大学の課程又は指定教員養成機関の課程に在学している者で、これらを卒業するまでに、改正省令による改正前の施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者については、改正省令による改正後の施行規則（以下「新規則」という。）に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者とみなすこととしたこと。（改正省令附則第2条）

○　「平成22年3月31日において課程認定大学の課程又は指定教員養成機関の課程に在学している者」　➡　2009（平成21）年度以前入学生

○　卒業するまでに、入学時のカリキュラム、総合演習が第5欄にあるカリキュラムで、「教職に関する科目」の最低修得単位数、例えば中1種免であれば31単位、高1種免であれば23単位という、別表第1に定めている「教職に関する科目」の最低修得単位数を卒業するまでに修得すれば新法の表（教職実践演習に変更後の教職に関する科目の表）で所要資格を満たしたことになる。

（2）文部科学省への質問と回答（教職実践演習・制度全般）平成22年6月16日現在より

|  |
| --- |
| <No.16>Q　附則第2条において「平成22年3月31日において教育職員免許法別表第1…略…の課程に在学している者で、…」とある。この「在学」といった場合は、科目等履修生は含まないという理解でよいのですか。　法令上の文言の使い方として「在学」とした場合は、正規の課程の学生を指すのであって、科目等履修生は在学にはあたらないと考えてよいのですか。A　貴見のとおりです。 |

|  |
| --- |
| 第3条　平成22年4月1日以後に課程認定大学及び指定教員養成機関に入学した者（課程認定大学に入学した者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第108条第7項、第122条又は第132条の規定により課程認定大学に編入学した者、大学を退学した後に課程認定大学に入学し当該退学までの在学期間が修業年限に通算された者及び大学を卒業した後に課程認定大学に入学し当該卒業までの在学期間が修業年限に通算された者並びに指定教員養成機関におけるこれらに相当する者を除く。）以外の者であって、平成25年3月31日までに、旧規則第6条第1項の表第五欄、第10条の表第五欄又は第10条の4の表第五欄に規定する総合演習の単位を修得した者は、新規則第6条第1項、第10条又は第10条の4の規定にかかわらず、新規則第6条第1項の表第六欄、第10条の表第六欄又は第10条の4の表第六欄に規定する教職実践演習の単位を修得することを要しない。 |

（1）平成20年11月12日付20文科初第913号文書より

■平成25年3月31日までに総合演習の単位を修得した者

平成25年3月31日までに、旧規則第6条の表第5欄、第10条の表第5欄又は第10条の4の表第5欄に規定する総合演習の単位を修得した者は、教職実践演習の単位を修得することを要しないこと（ただし、平成22年度以降の新入生は除く。）。（改正省令附則第3条）

○　2013（平成25）年3月31日まで（つまり平成24年度中）に総合演習の単位を修得した者に関しての経過措置。

○　2009（平成21）年度以前入学生が、2013（平成25）年3月31日ということで、2012（平成24）年度までに総合演習の単位を修得した場合は、これは教職実践演習の単位取得を要しない。

（2）文部科学省への質問と回答（教職実践演習・制度全般）平成22年6月16日現在より

|  |
| --- |
| <No.4>Q　編入学者等についてですが、通常、編入学は、過学年の入学と考えることができます。たとえば、平成22年4月に3年次編入であれば、平成20年4月入学生の学年（総合演習を含むカリキュラム…旧課程）への入学と考えられます。この場合、この編入学生は、附則第3条の適用（総合演習を平成25年3月までに修得しなければ、教職実践演習が必要となる）が混在することになると理解しなければならないのですか。A　平成22年度4月以降の編入学者については、附則第2条は適用されず、附則第3条が適用されます。 |

|  |
| --- |
| <No.5>Q　上記質疑事項4に関連して、編入学は、通常過ぎ去った学年に編入学する扱いとなっており、カリキュラムは順次学年進行的に進んでいることからすると、同じ学年でありながら2つのカリキュラムが存在すること自体が普通の運営からするとおかしいのではないでしょうか。編入学は、前々からの法令の変更であっても順次学年進行という考え方があるのであれば、編入学生については編入学した学年の学則の第2条が適用されても良いのではないでしょうか。A　編入学の場合については附則第3条の規定により、総合演習を修得していれば、教職実践演習を履修することなく免許状の授与を受けることができます。 |

|  |
| --- |
| <No.15>Q　科目等履修生については、科目等履修開始日（入学年月日）にかかわらず（平成22年3月以前の入学であろうが、平成22年4月以降の入学であろうが）、平成25年3月までに総合演習を修得していれば、教職実践演習の修得を要しないと解してよいのですか。　　たとえば、平成22年4月に科目等履修を開始（入学）し、総合演習は、平成25年3月に修得。引き続き平成26年4月以降も他科目を履修し、免許状の取得を目指すといった場合も、附則第3条の適用により、教職実践演習の修得を要しないと解してよいのですか。A　貴見のとおりです。なお、科目等履修については、法令上「入学」ではありません。 |

|  |
| --- |
| <No.17>Q　附則第3条に「平成22年4月1日以後に課程認定大学及び…略…に入学した者」とあります。この「入学」といった場合は、科目等履修生は含まないという理解でよいのですか。　法令上の文言の使い方として「入学」とした場合は、正規の課程の学生を指すのであって、科目等履修生は入学にはあたらないと考えてよいのですか。A　貴見のとおりです。 |

教職実践演習導入に伴う経過措置

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 附則第2条 | 附則第3条 | 平成22年度以降入学生（旧課程への入学者を除く） |
|  | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ |
| **平成22年3月31日時点** | 在学中の者（平成22年度以降に転学部・転学科する者を含む。） |  | 平成22年度以降入学生以外の者で附則第2条の適用を受けない者↓●平成22年度以降に旧課程に相当する学年に入学した者（編入学等 ※）●科目等履修生 |  |
| **平成22年4月1日** |  |  | 入　学 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
| **平成25年3月31日時点** | 総合演習**未修得** | 総合演習**修得済** | 総合演習**修得済** | 総合演習**未修得** |  |
|  | **↓** | **↓** | **↓** | **↓** |  |  |  |
|  | 在学 | 卒業 | 卒業※教職に関する科目の最低修得単位数**修得済** | 卒業※教職に関する科目の最低修得単位数**未修得** |  |  |  |
|  | **↓** | **↓** | **↓** | **↓** |  |  |  |
| **平成25年4月1日以降** | **卒業までに**総合演習を修得し、かつ教職に関する科目の最低修得単位を修得すれば教職実践演習を**修得する必要はない**。ただし、総合演習は修得したが、教職に関する科目の最低修得単位を未修得のまま卒業した場合は、教職実践演習を**修得する必要がある**。なお、平成25年度以降は在学中に教職実践演習のみを修得しても所要資格を満たすこととなる。 | 教職実践演習**要修得** | 教職実践演習**修得不要** | 教職実践演習**修得不要** | 教職実践演習**修得不要** | 教職実践演習**要修得** | 教職実践演習**要修得** |

※編入学者等…学校教育法第88条により課程認定大学に入学の際、大学の修業年限に通算された者、編入学した者、大学を退学した後に課程認定大学に入学し退学までの在学期間が修業年限に通算された者及び大学を卒業した後に課程認定大学に入学し当該卒業までの在学期間が修業年限に通算された者並びに指定教員養成機関におけるこれらに相当する者

【本表は、全私教協第29回研究大会（2009/5/24開催）第6分科会にて椙山女学園大学の大須賀久範氏が報告に用いた資料に改訂を加えたものである。】

官報（1998年6月10日）

教育職員免許法の一部を改正する法律をここに公布する。

　　御　名　　御　璽

　　　　平成十年六月十日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

**法律** 第九十八号

　　　教育職員免許法の一部を改正する法律

　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

　目次中「第三条」を「第三条の二」に改める。

　第三条第二項ただし書を削り、第一章中同条の次に次の一条を加える。

（免許状を要しない非常勤の講師）

**第三条の二**　次に掲げる事項の教授又は実習を担任する非常勤の講師については、前条の規定にかかわらず、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を充てることができる。

一　小学校における次条第六項第一号に掲げる教科の領域の一部に係る事項

二　中学校における次条第五項第一号に掲げる教科及び第十六条の三第一項の文部省令で定める教科の領域の一部に係る事項

三　高等学校における次条第五項第二号に掲げる教科及び第十六条の三第一項の文部省令で定める教科の領域の一部に係る事項

四　盲学校、学校並びに養護学校（幼稚部を除く。）における前三号に掲げる事項及び特殊の教科の領域の一部に係る事項

五　教科に関する事項で文部省令で定めるもの

２　前項の場合において、非常勤の講師に任命し、又は雇用しようとする者は、あらかじめ、文部省令で定めるところにより、その旨を第五条第六項で定める授与権者に届け出なければならない。

　第四条第六項第一号中「小学校教諭にあつては」の下に「、国語、社会、算数、理科、生活」を加える。

　第九条第二項中「三年」を「五年」に改める。

　第十七条の二中「第二項本文」を「第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

**第十七条の三**　盲学校、学校又は養護学校において特殊の教科以外の教科（幼稚部にあつては、特殊の教科以外の事項）の教授又は実習（専ら精神薄弱者に対するものに限る。）を担任する教諭又は講師は、第三条の規定にかかわらず、盲学校、学校又は養護学校の教諭の普通免許状のほか、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園のいずれかの学校の教諭の普通免許状を有する者であれば足りる。

　第二十二条の次に次の一条を加える。

**第二十三条**　第三条の二第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

　附則第三項、第四項及び第十四項中「第二項本文」を「第二項」に改める。

　附則に次の二項を加える。

18　養護教諭の免許状を有する者（三年以上養護教諭として勤務したことがある者に限る。）で養護教諭として勤務しているものは、当分の間、第三条の規定にかかわらず、その勤務する学校（幼稚園を除く。）において、保健の教科の領域に係る事項（小学校又は盲学校、学校若しくは養護学校の小学部にあつては、体育の教科の領域の一部に係る事項で文部省令で定めるもの）の教授を担任する教諭又は講師となることができる。

19　小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教論の免許状を有する者は、当分の間、第三条の規定にかかわらず、盲学校、学校又は養護学校の相当する各部の教諭又は講師となることができる。

　別表第一中

「

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 十八 | 四一 | 二四 |
| 十八 | 四一 |  |
| 十〇 | 二七 |  |
| 四〇 | 一九 | 二四 |
| 四〇 | 一九 |  |
| 二〇 | 一五 |  |
| 四〇 | 一九 | 二四 |
| 四〇 | 一九 |  |

」

を

「

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 八 | 四一 | 三四 |
| 八 | 四一 | 一〇 |
| 四 | 三一 | 二 |
| 二〇 | 三一 | 三二 |
| 二〇 | 三一 | 八 |
| 一〇 | 二一 | 四 |
| 二〇 | 二三 | 四〇 |
| 二〇 | 二三 | 一六 |

」

に、

「

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 十六 | 三五 | 二四 |
| 十六 | 三五 |  |
| 八 | 二三 |  |

」

を、

「

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 六 | 三五 | 三四 |
| 六 | 三五 | 一〇 |
| 四 | 二七 |  |

」

に改める。

　別表第一中備考第二号の二を備考第二号の三とし、備考第二号の次に次の一号を加える。

二の二　第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。

　別表第一備考第八号中「前号」を「第七号」に改め、同号を同表備考第九号とし、同表備考第七号の次に次の一号を加える。

八　一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

　別表第二中

「

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 四〇 | 一六 | 二四 |
| 四〇 | 一六 |  |
| 四 | 八 |  |
| 一二 | 一〇 |  |
| 三〇 | 一二 |  |

」

を

「

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 二八 | 二一 | 三一 |
| 二八 | 二一 | 七 |
| 四 | 八 |  |
| 一二 | 一〇 |  |
| 二四 | 一四 | 四 |

」

に改める。

　別表第二備考第二号中「単位は」を「単位数のうち、その単位数から一種免許状のイの項に定める当該科目の単位数を差し引いた単位数については」に改め、同表備考に次の一号を加える。

四　一種免許状に係る第三欄に定める単位数（イの項に定めるものに限る。）は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数から二種免許状のイの項に定める各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

　別表第四中

「

|  |  |
| --- | --- |
| 四〇 | 三 |
| 四〇 | 三 |
| 二〇 | 三 |
| 四〇 | 三 |
| 四〇 | 三 |

」

を

「

|  |  |
| --- | --- |
| 二〇 | 八 |
| 二〇 | 八 |
| 一〇 | 三 |
| 二〇 | 四 |
| 二〇 | 四 |

」

に改める。

　別表第五備考第一号の次に次の一号を加える。

一の二　第二欄の「学士の学位」には、文部大臣がこれと同等以上の資格として認めたものを含むものとする。

　　　**附　則**

　（施行期日）

１　この法律は、平成十年七月一日から施行する。

　（経過措置）

２　この法律の施行の際現に改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）第三条第二項ただし書の規定による許可を受けている者は、この法律の施行の日に、改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）第三条の二第二項の規定による届出をしたものとみなす。

３　この法律の施行の際現に旧法第五条第二項の規定により特別免許状の授与を受けている者の当該特別免許状の有効期間については、新法第九条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

４　この法律の施行前にされた旧法別表第一備考第五号イの規定による課程の認定（旧法別表第二に係るものを含む。）、旧法別表第一備考第三号の規定による教員養成機関の指定及び旧法第五条第一項の規定による養護教諭養成機関の指定（次項において「旧法による課程認定等」という。）は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

５　文部大臣は、新法第五条第一項並びに別表第一備考第三号及び第五号イの規定にかかわらず、平成十一年三月三十一日までは、旧法による課程認定等をすることができる。

６　平成十二年四月一日前に大学又は旧法別表第一備考第三号の規定により文部大臣が指定した教員養成機関若しくは旧法第五条第一項の一規定により文部大臣が指定した養護教諭養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに旧法別表第一又は別表第二に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得たものは、新法別表第一又は別表第二に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

７　平成十二年三月三十一日までに旧法別表第四に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得た者は、新法別表第四に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

８　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

　（教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正）

９　教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

　　附則第二十四項を削る。

文部大臣　町村　信孝

内閣総理大臣　橋本龍太郎

|  |
| --- |
| ■参考文献 |

・法制執務研究会（2013）『全訂 図説 法制執務入門』株式会社ぎょうせい

2頁の記述の参考に使用。

・林　修三（1975）『法令用語の常識』株式会社日本評論社

2頁の記述で引用。

・小野勝士（2013）「「教職実践演習」新設に伴う「総合演習」の単位の取扱いに関する教員免許事務における2013年度以降の注意点について」『教師教育研究』第26号、pp.65-74

9頁の表はこの一部。

1. 林　修三（1975）『法令用語の常識』株式会社日本評論社、144頁 [↑](#footnote-ref-1)